

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

書 き か た 等

1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。

2 この確認書は、贈与者の方が記入します。

3 用語の意義

(1) 「**租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地**」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる農地をいいます。

イ 平成 26 年 3 月 31 日以前に行われた贈与

贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同法第 32 条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。

ロ 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われた贈与

贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第 36 条第 1 項各号（次の①から⑤の場合をいいます。）に該当するとき（次の①から⑤の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

- ① 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき
- ② 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明（農地法第 35 条第 1 項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同法第 3 項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。）があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われなとき
- ③ 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき
- ④ 利用意向調査を行った日から起算して 6 か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき
- ⑤ 上記①から④のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第 1 項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。

(2) 「**租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

(3) 「**租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。